

平成26年度

関東農政局国営土地改良事業等再評価及び事後評価（第2回）技術検討会議事録

日時：平成26年7月4日（金）

場所：関東農政局11階 防災対策室

○東野事業調整室長

時間になりましたので、これより、平成26年度 関東農政局 国営土地改良事業等事業評価（再評価・事後評価）第2回技術検討会を開催します。本日は、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

本日の進行役を務めます、関東農政局設計課事業調整室の東野と申します。よろしくお願いいたします。

まずは、皆様にお配りしております資料の確認をさせていただきます。議事次第、出席者名簿、資料1 事後評価「芳賀台地地区」、資料2 再評価「大井川用水地区」 以上のとおりです。よろしいでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、国営事業の事後評価を行う「国営事業管理委員会」の委員長である、厨農村計画部長からご挨拶申し上げます

※厨農村計画部長 挨拶

○東野事業調整室長

それでは、本日は第2回の技術検討会ですが、改めて、出席者の紹介をさせていただきますと思います。

まず、技術検討会の委員長をお願いしております、農業土木がご専門の日本大学生物資源科学部教授の河野英一委員です。次に、地域づくりがご専門の合同会社デザインアープ代表の川口良子委員です。次に、環境がご専門の宇都宮大学農学部教授の松井宏之委員です。なお、十文字学園女子大学21世紀教育創生部特任教授の石野榮一委員と信州大学農学部教授の佐々木隆委員は、所用によりご欠席となっております。

次に、国の関係ですが、先ほどご挨拶いたしました農村計画部長の厨でございます。同

じく、事前評価及び再評価に関する国営事業管理委員会の委員長であります、整備部長の大田でございます。引き続きまして、その他の委員を紹介いたします。村岡整備部次長、川合設計課長、増尾水利整備課長、難波農地整備課長、大内地域整備課長、三善農村振興課長、森土地改良管理課長、神川資源課長、緒方事業計画課長です。

続きまして、利根川水系調査管理事務所の安樂所長課長です。

次に、事務局側ですが、私、東野と太田です。

それでは早速議事に移らせていただきます。以降の議事の進行につきましては、河野委員長をお願いいたします。

○河野委員長

これより、議事次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

前回の技術検討会では、現地調査の後、評価の内容について説明を受け、議論をいたしました。本日は、前回の議論も踏まえつつ、委員の皆様には忌憚のないご意見を願います。

それでは、まず、事後評価 国営かんがい排水事業「芳賀台地地区」について、事務局より説明をお願いします。

(事後評価審議省略)

(再評価「大井川用水地区」について)

○東野事業調整室長

時間になりましたので、議事を再開したいと思います。大井川用水地区の再評価につきまして、まず事業所の担当者を紹介させていただきます。

※事業所担当者の紹介

なお、この「再評価」の議事につきましては、(株)建通新聞社から1名の傍聴登録者がありましたけれども、まだ到着していません。後ほど、会議の最中に入ることがございますので、お知らせしておきます。

それでは、引き続きまして、河野委員長、議事進行をお願いいたします。

○河野委員長

はい、それでは国営かんがい排水事業「大井川用水地区」の再評価結果案につきまして、よろしく願いいたします。

○大井川事業所 中嶋課長

それでは、6月3日に実施しました第1回技術検討会において、2つのご意見をいただいておりますので、その説明からさせていただきます。

資料2-2をご覧ください。ご意見を2ついただいております、1つは防火サクシヨンの設置により、自主的な防火活動に良い効果があるのではないか、もう1つは小水力発電の費用対効果や、土地改良施設の維持管理費がどの程度縮減されているか示して欲しいとの意見がありました。

私からは、1つ目の防火サクシヨンの対応について、ご説明いたします。大井川用水の地域用水は地域住民にとっては身近な防火用水であり、防火用水機能を発揮させるために防火サクシヨンを設置しております。これらの施設を設置するにあたり、火災等の緊急時の防火機能を発揮するために、施設を管理する土地改良区と地元の消防団等と施設の使用に係る協定を結んで、地域の消防力、消防活動の強化が図られていると考えております。以上のことから、評価結果書と説明資料に追記で記述をしたいと考えております。具体的には、資料2-2評価結果書の3ページの上から2つめの評価項目「支線水路では、県、関係市町等と連携し、水路の補修や改修に併せて、防火サクシヨンや消防車両の回転スペース等を設置する」に続けて「とともに、消防団等と土地改良区が施設使用に関する協定を締結するなど、地域の消防力の更なる強化が図られる」と追記しております。また、資料2-6説明資料P30にも同様に追記しております。

○事業計画課 松山

続きまして、小水力発電に関する意見に対する回答をいたします。

まず、小水力発電のみの費用対効果についてどのくらいになるのか、試算しております。まず結論から申し上げますと、試算した結果、概算ですが1.02ということになりました。

それでは、詳細について説明したいと思います。

※プロジェクターを使って説明

もうひとつご意見のありました土地改良施設の維持管理費の低減につきましては、売電収益

1億2千万円、発電費用3千万円かかりますので、収益としては9千万円得られます。土地改良区への聞き取りにより、9千万円の収益が得られるのですが、当面の維持管理費にはその半分の4千5百万円を充てて、残り半分は将来的な更新整備費用に充てるため積み立てていく予定とのことです。

大井川用水地区の維持管理費は全体で4.5億円掛かる予定であり、4千5百万円を引くと、維持管理費は約4億円に節減されると試算しております。

○川口委員

費用対効果の試算は、土地改良区が負担した分ではなくて、本当に投資した金額に対して回収できるのかを計算したものでしょうか。

○事業計画課 松山

公共事業として投資しますので、投資に見合った便益が得られているか計算したものです。

○川口委員

一方で、維持管理費の低減の試算は、土地改良区の維持管理費に対して、これだけの低減があつて、その分、土地改良区の運営が楽になるとの考え方でよろしいでしょうか。

○事業計画課 松山

よろしいです。

○大田整備部長

もとより、再生可能エネルギーの活用につきましては、その売電収入を管理する土地改良区の維持管理費に充てて、維持管理費の節減を図ることを目的に導入しております。

○河野委員長

はい、では次にまいります。事務局からどうぞ。

○東野事業調整室長

地区別評価結果書（案）3ページをご覧ください。こちらに「関係団体からの意向」という項目と「評価項目のまとめ」という項目がありますが、この2項目は、前回の技術検討会では空欄になっていました。今回、追加で記載した部分でございます。

まず、「関係団体の意向」の欄ですが、こちらにつきましては、再評価を行うに当たり、国から事業の関係団体である静岡県、関係市町、関係土地改良区に対して、本事業の実施についての意向を聞き取りした結果を取りまとめたものでございます。

※記載内容を読み上げ

それから、「評価項目のまとめ」ですが、これは評価結果書の1ページ目から記載されてい

る事業の進捗状況や農業情勢、社会経済情勢の変化などを記載している内容を簡潔にまとめて改めて記載したというものです。内容の説明につきましては、各評価項目に記載されているものですので、割愛させていただきます。

事務局からの説明は以上です。

○川口委員

もうちょっと質問したかったのですが、よろしいでしょうか

○河野委員長

どうぞ

○川口委員

小水力発電の導入は非常に良いことだと思っていることを前提にお話します。

小水力発電は土地改良区の事業として実施し、その費用が18億円ということですが、実際の地元負担は何パーセントでしょうか。全部が地元負担ではないですね。

○大井川用水事業所 中嶋課長

地元負担はありません。

○川口委員

売電収益として回収された費用は、定期的に土地改良区へ入っていくという仕組みということでしょうか。ということは、永続的に土地改良区が補助を受けているというイメージにもなりかねない、と今説明を聞いたときに感じました。

○大田整備部長

よろしいですか。

先ほど、委員から土地改良区の事業というお話がありましたが、小水力発電は国営事業のひとつのメニューとして行っています。

○川口委員

小水力発電施設も国の施設になるのでしょうか。

○大田整備部長

国の施設になります。管理を土地改良区が行います。よって、施設にかかる人件費や補修費等は土地改良区が賄っていくことになります。小水力発電施設に関わらず大井川用水地区の施設全体も同様に土地改良区が賄っていきます。

○川口委員

投資との比較においては、（還元されず土地改良区へ入っていく）売電収益も入れて試算し

ていましたよね。

○大田整備部長

それは、あくまでも投資としてみた時に費用対効果がどうなのか試算したものです。

○川口委員

小水力発電の導入を否定している訳ではないし、良いことだと思いますが、先ほど聞いた説明だと、こういう疑問を持つ方がいらっしゃるのではないかと思います。ですから、そのところはきちんと説明した方がよろしいのではないかという意見です。気をつけて説明をしていく事項ですよ、ということを申し上げたいだけです。

○河野委員長

これは、国の管理する部分を土地改良区が担っているという考え方でよろしいでしょうか。

○村岡整備部次長

基本的には、施設の建設（更新整備）につきましては、国の事業ですので国が2／3を出して、残りは県や市町村、地元が負担することになっておりますが、今回の大井川用水地区に関しましては、国の2／3以外は県と市町が負担することになっており、土地改良区の負担が無いという状況になっております。そうやって建設（更新）された施設は、基本的には全て土地改良区で維持管理していただくという構造になっておりますので、建設や更新にあたっては、小水力発電に限らず、例えば、水路の管理用道路にしても何にしても、出来るだけ維持管理が経済的になるように工夫しながら行っていくことになるというのが、建設をする上での工夫として一般的にあります。その中のひとつとして、小水力発電が導入可能なところについては、導入して、以後の管理が出来るだけ経済的に出来るように工夫してやっていきたいと思います、そういう構図の中で、基本的に説明させていただくと、よりわかりやすくなるのではないかというご指摘だと受け止めました。

○川口委員

端的に物を申しますと、土地改良区と国の事業の関係をきちんと理解している一般の人はきわめて少ないと思います。ですから、これが公に出て、いろいろな人の目にさらされるということを視野に入れて、相当留意されてやられているとは思いますが、今まで疑問に思ったことはないのですが、今回の個別の施設の全体の投資に対する回収の考え方ですとか、それに対して維持管理費低減のため、投資の部分で生まれたもの（売電収益）が土地改良区に永続的に支援されているというイメージを抱きかねないと思いましたので、注意が必要ではないかと思ったところです。ですから、最初にも申し上げましたが、これを否定するつもりもなく、非常に良い事業だと思いますし、やるべきことだったということは大前提ですが、しかし、やってよ

かったねという説明をする時には、知らない人を見るとそういうふうを感じる人がいるのではないのでしょうか。そこが気になりました。

○河野委員長

売電収益が土地改良区へそのまま入るとするのは気になります。

本当は、売電収益は農林水産省に入ってから、そこから補助をするならよいのですが。

国営の施設は土地改良区が全て維持管理費を出すのですか。

○村岡整備部次長

出来上がった施設は、国が土地改良区に管理委託を行い、土地改良区が管理を行います。

○河野委員長

それは、土地改良区が自分達の賦課金でやっていくものですよね。

そこへ小水力発電で儲かった分が入っているという感じがしてしまいます。

○川口委員

小水力発電の売電収益を土地改良施設の維持管理費低減に充てて良いということは、制度で決まったことだと思いますが、費用対効果の試算では、売電収益も見込んでいるのですよね。

○大田整備部長

あくまでも国営事業として費用対効果を試算しているものであります。

○川口委員

小水力発電をやったことに対して生まれた収益であり、やることの価値はある。その価値の部分が永続的に土地改良区の維持管理費として渡されている状態になりますよね。

○河野委員長

そう読み取れます。だから、土地改良区に売電収益が流れないようにして、小水力発電施設の建設費に還元させるわけにはいかないのでしょうか。

○川口委員

大前提として、国として土地改良施設の維持管理低減というのは大きな課題だから、そこに対してテコ入れしていかなければいけない。その原資として小水力発電の売電収益を使いますというところの最初の決めがあったのだらうと思ったのですけれど。

○河野委員長

法律や制度等で決まっていれば、売電収益を土地改良施設の維持管理費に充ててよいと思うのですが。

○村岡部次長

かみあってないかもしれませんが、もう一度説明させていただきますと、土地改良施設を建

設する時にはいろいろな配慮、例えば機能的にしましょう、より円滑に水が流れるようにしましょうですとか、と同様に維持管理費も出来るだけ低コストで維持管理できるようにいたしましょう、維持管理が自動化等により楽になるようにいたしましょうとかなどと同様の様々な工夫のひとつとしてご理解いただければと思います。

○川口委員

あの、十分ご留意をということです。

○河野委員長

そのように読み取れてしまうということです。

○大田整備部長

農業用水は、地域用水等、公的、多面的な機能も備えていますが、その維持管理を土地改良区が行っている状況であります。お米の生産だけのものではありません。維持管理費用が高騰している中で、地域の利用できる自然エネルギーを活用するということは、みなさまから理解していただいていることでございますし、売電収入により土地改良区が儲かっているわけではなく、維持管理費の一部に充てることにより、地域の用水として有効に利用されているわけです。

○河野委員長

わかりましたが、売電の値段がどんどん上がっていった時にはどうするのですか。

○大田整備部長

それは、維持管理費を超えた場合には収益事業になりますから、国庫へ返還してもらうことになります。

○河野委員長

そこは限度があるということですね。

○大田整備部長

土地改良区が儲けるためのものではありません。

○川口委員

残りの4千5百万円は戻ってくるということですよ。

○大田整備部長

再建設のために積み立てておかねばなりませんので、そのための費用です。

○川口委員

再建設のためにストックしているということですね。

○川口委員

評価結果書の標記内容は全然問題ないと思っているのですが。

○大田整備部長

先生方が心配されるのは、土地改良区への永続的な支援になっていると見られるのではないかということですね。

○河野委員長

そうです。もうちょっと表現を考えられないでしょうか。これでよいというものを。

○川口委員

補完的に今、言われていたようなことをしっかり説明するというのはひとつの手段としてあるのかもしれませんが、何か少しやれることがあったらどうでしょうかという程度です。

○河野委員長

何かよい表現等がありましたら、ご検討いただければと思います。

その他に何かありますでしょうか。

○松井委員

評価結果書案P3「支線水路では、・・・・・・、防火サクションや消防車両の回転スペース等を設置する」との記載内容について、具体的に教えて下さい。

○大井川用水 中嶋課長

消防車両が入ってくるときに、水路の管理用道路が広ければ問題ないのですが、狭いところだと、回転スペースを設置するところがあるということです。

○松井委員

了解しました。

○河野委員長

他にはよろしいでしょうか。

(委員より意見なし)

それでは、事務局、他に何かありますか。

○東野事業調整室長

今後の予定ですが、次回の技術検討会までに、ご指摘をいただいた点を踏まえまして、最終的な評価結果書の取りまとめを行います。そして、評価結果に対する答申をお願いしたいと考えております。

○河野委員長

よろしく取りまとめをお願いいたします。それではよろしいですか。事務局へお返しします。

○東野事業調整室長

次回の技術検討会は7月24日になります。よろしくお願いいたします。

また、再評価、事後評価の議事録等に関しましては、後日、ご確認をさせていただきたいと
思いますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、再評価、事後評価に関する第2回技術検討会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

以上